

日本共産党 西宮市会議員団ニュース

(発行) 日本共産党西宮市会議員団 (2014.7.6 No.627)
西宮市六湛寺町 10-3 (西宮市議会内)
TEL35-3368 FAX・22-7815
Eメール・nmc30547@nishi.or.jp
ホームページ http://nishinomiya.jcp-giin.net/

6月市議会 今村市長の所信表明

佐藤みち子幹事長が代表質問で市長をただす

6月23日、日本共産党西宮市会議員団の佐藤みち子議員が今村市長の所信表明に対する代表質問を行いました。

集団的自衛権、原発で「国政に関して言う立場にない」

まず佐藤議員は市長の政治姿勢について、集団的自衛権行使容認、原発再稼働問題に対する市長の見解を求めました。今村市長は、「国政に関して言う立場にない」と、市民の生命にかかわる問題について無責任な態度に終始しました。

公党への誹謗中傷のブログ 「今後は慎重にする」と

市長選挙直前に今村市長が自身のブログに、「デマに騙されないで」と、西宮市学童保育連絡協議会が指定管理者の「公募」に反対するため「共産党系の活動家を全国から送り込む」「共産党系の名簿を利用して」「市議会に fax を送りつける」と書いたことに対し、佐藤議員は事実、根拠を示すよう求めました。今村市長は「総合的に判断した」と根拠は何ら示せず「今後は慎重にする」「削除すればいいのでしょうか」と言い訳に終始。公党と市民団体への誹謗中傷に対する反省も謝罪もありませんでした。

病院移転新築とアサヒ跡地取得 白紙撤回に根拠なし

佐藤議員は、中央病院と県立西宮病院との統合に否定的だった兵庫県が「いつ考えを変えたのか」と質問しましたが、今村市長は、県に「統合することの有効性や必要性を示し、統合の早期実現にむけて努力する」と、統合の見通しは示すことはできず。

今村市長はアサヒビール跡地の民間開発について事業者とガイドラインを策定し、第三者に売却後も有効にガイドラインが継承されると市の関与を主張しましたが、佐藤議員は、「ガイドラインは曖昧で、法的根拠がない」と、有効性に疑念を投げかけました。

今村市長が所信表明

アサヒビール跡地取得は白紙

アサヒビール工場跡地について「公共施設の移転整備を目的とした土地の取得は白紙に戻す」と表明。

中央病院は県立西宮病院と統合を

中央病院は、移転改築を「白紙撤回」。県立西宮病院と統合し、600床を超える基幹病院とすることが「最も効率的で効果的な方法」と表明。

良い公約は盛り込まれず

市長選挙マニフェストに、こども医療費助成の所得制限撤廃や保育所保育料減額、無秩序なマンション開発を規制する「まちづくり基本条例制定」など、市民にとって良い政策は所信表明には盛り込まず。

アサヒ跡地問題で西宮市議会が

2つの決議を採択!

6月30日、アサヒビール工場跡地購入を白紙撤回するとして今村市長に対して、西宮市議会は正・副議長と蒼士会を除く33名の議員が連名で「アサヒビール跡地を基本協定に基づいて購入するよう市長に求める決議」「アサヒビール跡地問題について基本協定が有効である間の議会審議を求める決議」を提案、いずれも採択されました。

日本共産党議員団も両決議の提案者に名を連ね、賛成しました。(裏面に決議を掲載)



佐藤議員が農業委員、まつお議員が総務常任委員長に 新しい議会役職と担当

団長 杉山たかのり
幹事長 佐藤みち子
上田さち子
野口あけみ
まつお正秀

建設常任副委員長
市民文教常任委員
総務常任委員
厚生常任委員
総務常任委員長

議会運営委員 農業委員
都市計画審議会委員
議会改革特別委員 社会福祉審議会委員

アサヒビール跡地を基本協定に基づいて購入するよう市長に求める決議

今村市長は所信表明において、公共施設の移転整備を目的としたアサヒビール跡地の取得は白紙、別の用途でも市が積極的に土地を取得することは考えていないと表明した。

しかし、本件は当初から本市と議会が時間をかけて協議し、取得価格の優位性や市立中央病院の改革、総合的な防災対策、老朽化する公共施設などの課題解決に資するとの結論からその購入を了とし、予算化された経緯があり、議会大多数の判断である。

また市長が述べる教育環境整備やこのため含まれる公共施設の再編を含めた老朽化対策、中央病院の県との経営統合においても一定の面積を有する適地が必要であることから、今回の取得を白紙とすれば、これらの課題解決に「適切な土地がない」という致命的な打撃を与えかねず、市の核ともなる場所に、広大な面積をこれだけ優位な価格と条件で購入できる可能性はおそらく、二度と廻ってこないものと思われる。

基本協定が7月末に失効すれば同地は民間同士における土地売買の話となり、前述の本市政策課題解決には貢献しない結果となることは明白である上、開発に関する市の関与や指導には限界があることから、「土地の取得を前提とした民間主導の文教住宅都市にふさわしい総合的な開発計画」がただちに進められ、成就する保証はなく、将来に禍根を残す可能性が極めて高いと懸念される。

西宮市議会は以上に鑑み、本市が結果として積極的に良好なまちづくりへ関与する機会を失うことがないよう、土地の利活用方法はなお今後の議論に委ねるとしても、同地を基本協定及び地位譲渡承諾書に基づいて購入するよう市長に求めるものである。

以上、決議する。

平成26年6月30日

西宮市議会

アサヒビール跡地問題について基本協定が有効である間の議会審議を求める決議

今村市長は就任直後、アサヒホールディングス（株）及びアーク不動産（株）を訪問し、基本協定に基づいた土地の購入は考えていない旨、伝達した。

確かに基本協定に基づく土地の購入を白紙撤回すると公言した選挙で当選したことは事実であるが、土地購入を前提とした公約にもそれ以上の支持が集まっており、民意は拮抗しているという見方もできる。

市長は今議会に土地取得関連経費の減額補正予算案を提案しなかった理由について「選挙に勝ったから土地を買わないことを認めろ、と言うのは失礼で乱暴だと考えた。総合計画の修正と合わせて提案したい。」と答弁されたが、そもそも7月末に協定が失効すれば土地購入の是非について議会で議論する意義は失われるのであり、その時間切れを待つかのごとき姿勢の方が議会に対し、極めて失礼で乱暴と言わざるを得ない。

本件は当初から本市と議会が時間をかけて協議し、取得価格の優位性や市立中央病院の改革、総合的な防災対策、老朽化する公共施設などの課題解決に資するとの結論からその購入を了とし、予算化された経緯があり、議会大多数の判断である。

これを尊重し、基本協定の期限内に結論を求めるため、

- 一、現在の協定を、その相手側の同意を得て本年9月議会閉会後まで延長してもらうこと。
- 二、これができないときは協定の失効する7月31日までに臨時議会を招集し、総合計画の修正と切り離して土地関連予算の審議を行うこと。

以上をもって西宮市議会は市長に基本協定が有効である間に議会審議を完了させるよう求めるものである。
以上、決議する。

平成26年6月30日

西宮市議会